

○重要文化財旧宮良殿内の管理に関する条例

昭和 47 年 5 月 19 日

条例第 51 号

改正 昭和 53 年 3 月 31 日条例第 5 号

平成 11 年 3 月 29 日条例第 10 号

(題名改称)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、重要文化財旧宮良殿内(以下「宮良殿内」という。)の管理に関し、旧宮良殿内の敷地・建物に関する不動産売買契約書(1969 年 6 月 2 日契約)に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(平 11 条例 10・一部改正)

(参観の時間)

第 2 条 参観の時間は、原則として日の出から日没までとする。

(参観料)

第 3 条 参観料の額は、次のとおりとする。但し、未就学者からは参観料を徴収しない。

(1) 高校生、中学生および小学児童 1 人 1 回 100 円

(2) 前号に掲げる以外の者 1 人 1 回 200 円

(平 11 条例 10・一部改正)

(参観料の減免)

第 4 条 市長は、次の各号に該当する者であつて適当と認める者に対しては参観料を減免することができる。

(1) 教育上特に必要な者

(2) その他特別の理由がある者

(参観者の心得)

第 5 条 参観者は、市長の定める注意事項または管理事務委託者の注意および指示に従わなければならない。

2 前項の規定に違反した者に対し、市長または管理事務委託者は参観を拒むことができる。

(管理事務の委託)

第 6 条 旧宮良殿内の管理に関し、市長は必要と認めるときは、適当な者にその管理事務の一部を委託することができる。

(平 11 条例 10・一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例で定めるもののほか、旧宮良殿内の管理に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平 11 条例 10・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年 5 月 15 日から適用する。
- 2 重要文化財宮良殿内の管理に関する条例(1963 年石垣市条例第 20 号)は、廃止する。

附 則(昭和 53 年条例第 5 号)

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 10 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。